

平成30年6月5日（6月18日再掲）

企業の人事労務担当者の皆様へ

第一協同法律事務所・人事労務実務セミナーのご案内

第一協同法律事務所

パートナー弁護士	山西	克彦
同	富田	武夫
同	伊藤	昌毅
同	峰	隆之
同	山畑	茂之

貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ところで、現在、働き方改革関連法案が本国会での成立に向けて審理がなされているところではございますが、本年6月1日に、当事務所が受任しました長澤運輸事件の最高裁判決が言い渡されました。

同事件は定年後再雇用者の定年前との賃金格差が労働契約法20条に違反するものとして争われた事件であり、同じく同日に判決が言い渡されたハマキョウレックス事件の最高裁判決とともに、労働契約法20条の解釈について、初めて下された最高裁判決となります。これらの最高裁判決は、今後、有期雇用労働者への企業がとるべき対応について多大な影響を及ぼす重要な判決です。

つきましては、この長澤運輸事件を担当した当事務所と致しましては、企業の皆様、いち早くこれら最高裁判決の内容を解説するとともに、その他関連した裁判例も踏まえて、定年後再雇用者や有期雇用労働者への企業がとるべき実務的な対応をご案内するべく、本セミナーを開催することと致しました。

ご多忙のところ恐縮ではありますが、当事務所所属弁護士による最新の情報に基づく実務に役立つ充実した内容と致すべく尽力する所存ですので、企業の人事労務部門の皆様におかれましては、是非ご参加くださいますようお願い致します。

なお、お申し込みが多数の場合には、先着順とさせていただきますので予めご承知おきください。

「第一協同法律事務所・人事労務実務セミナー」開催要領等

1、開催要領

(1) テーマ

「長澤運輸事件・最高裁判決」「ハマキョウレックス事件・最高裁判決」を踏まえた企業がとるべき有期雇用労働者への実務的な対応について

(2) 開催日時

平成30年7月4日(水) 15時30分～17時30分(2時間)
(開場時刻: 15時)

(3) 開催場所(別添地図を参照ください。)

経団連会館2階「国際会議場」

(4) 進行予定

- ・ 基調報告 (約1時間30分)
- ・ 質疑応答 (約30分)

(5) 参加費用

顧問先企業は無料

顧問先企業以外は1人につき3000円

2、参加申込要領

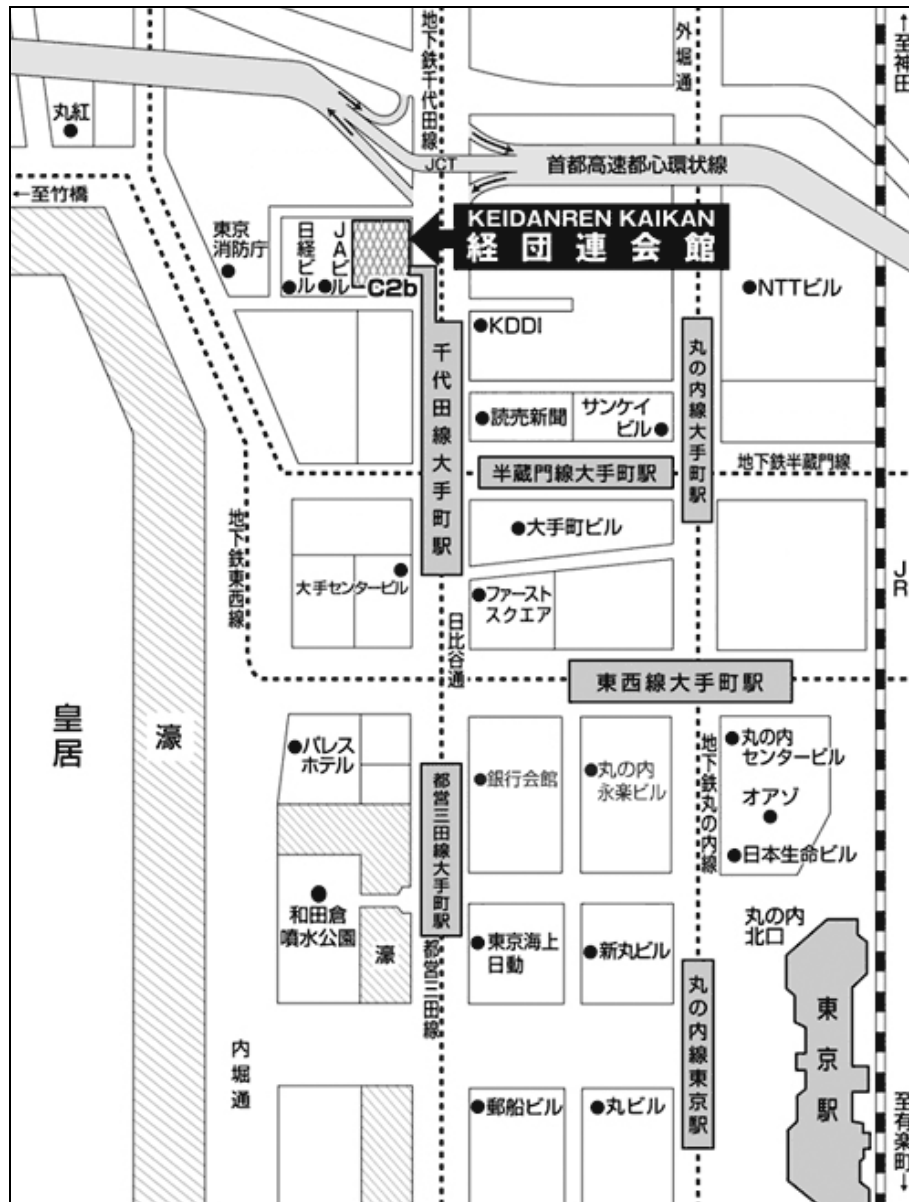
別紙の申込書に所定事項をご記入の上、6月27日(水)までにファクシミリもしくは電子メールでお申し込みください。

【本件のお問い合わせ先】
第一協同法律事務所 担当
(弁護士 西、同 増田、同 北川)
電話: 03-5220-3361
FAX: 03-5220-3363
e-mail: masuda@daiichi-kyodo.gr.jp

「第一協同法律事務所・人事労務実務セミナー」開催場所のご案内

経団連会館2階「国際会議場」

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-2



◎ 東京メトロ「大手町」駅下車 C2b 出口直結

第一協同法律事務所 事務局 行 (FAX 03-5220-3363)

第一協同法律事務所・人事労務実務セミナー

参加申込書

* 以下の個人情報は、お申し込みの確認、参加者の把握・整理、参加履歴の作成・保管等に利用させていただきます。

貴社名 _____
ご担当者様 _____
電話番号 _____
FAX番号 _____
ご希望参加人数 _____名

* 複数の参加を希望の企業様につきましては、お申込みが多数の場合には、人数を制限させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

◎ 今回のテーマに関する「事前質問」をお受けします。ご質問がありましたら、以下にご記入ください。